

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	北九州市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>北九州市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
北九州市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日
令和5年2月13日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種台帳システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の履歴管理 予防接種情報の入力・管理・保存 2 証明書等の発行 予防接種記録、予防接種済証、予防接種依頼書の発行 3 予防接種の接種勧奨 接種対象者への予診票等送付と未接種者への接種勧奨 4 集計・統計
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	宛名情報等管理機能 住民登録者及び住民登録外者の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、後期高齢者医療システムをはじめとする既存業務システムへ提供する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)

システム3

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 統一識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー(中間サーバー端末含む)、既存業務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の実施にあたり、本人の資格(住所、年齢等)を確認し、安全な予防接種の実施や、未接種者に対する接種勧奨実施のために、接種記録の保管・管理を行う。また予防接種健康被害救済給付認定については、本人の資格(住所、年齢等)及び給付対象となる接種歴を確認する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号による突合で、市が保有する住民情報や健康医療関係情報との連携が効率化する。 ・国や自治体等との連携により、本人の資格確認(住所、年齢等)を迅速・正確に把握することで、安全な予防接種の実施が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、101の項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項、23の項(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	(情報提供)番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、121の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課
②所属長の役職名	感染症医療政策課長
8. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく市の予防接種事業の対象となる者
その必要性	市で実施する事業の予防接種情報を適性に管理する必要があるため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報))
その妥当性	1. 識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 2. 連絡先等情報:正確な本人特定のため、接種票等に記入された情報と突合するために保有。 また、予防接種の勧奨に使用するために保有。 3. 業務関係情報:健康・医療関係情報は、予防接種履歴管理および接種勧奨を適正に行うために保有。 4. 口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報):予防接種における給付のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。 (ただし、本人による利用希望の意志表示のあるものに限る。)
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1	予防接種台帳システムの運用及び保守業務
①委託内容	予防接種台帳システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの運用保守において、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	システム基盤(オペレーション業務等)
①委託内容	システム基盤(オペレーション業務等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	<p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者</p>
	<p>その妥当性</p> <p>予防接種台帳システムが搭載されているシステム基盤のオペレーション業務であり、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。</p>
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (本業務委託は、市専用サーバ群の運用管理であり、ファイルの提供は行わない。)</p>
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名	日立・NTTデータ企業連合
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	<p>⑧再委託の許諾方法</p> <p>委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。</p> <p>＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼</p> <p>＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書</p>
	<p>⑨再委託事項</p> <p>オペレーション業務</p>

委託事項3		宛名管理システムの運用及び保守業務
①委託内容		宛名管理システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの運用保守において、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		団体内宛名統合システムの運用及び保守業務
①委託内容		団体内宛名統合システムの運用及び保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの運用保守において、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社北九州支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	運用・保守作業の一部

委託事項5		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務に関する事務処理全般
①委託内容		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務に関する事務処理全般
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		凸版印刷㈱
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、北九州市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項、別表第一の49の項 別表第一の主務省令第40条1～3項及び5～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条3項別表第2の23の項
③移転する情報	予防接種履歴
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく市の予防接種事業の対象となる者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><北九州市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[20年以上]</p>
	その妥当性	<p>・予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されている。 ・予防接種と副反応の因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から、予防接種履歴の長期保存が必要となる。</p>
③消去方法		<p><定期予防接種事務> 定期予防接種は、ワクチンに応じ接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種履歴確認の問い合わせに対応する必要があることから、予防接種台帳システム上の接種履歴は消去しない。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく市の新型コロナウイルスワクチン接種事業の対象となる者	
その必要性	市で実施する事業の接種情報を適性に管理するため	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
	その妥当性	業務関係情報:健康・医療関係情報は、予防接種履歴管理を適正に行うために保有。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (自部署)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③入手の時期・頻度	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者情報は、予防接種台帳システムから、データ入出力機能により手動で入手 ・予防接種の記録については、接種を行った接種会場から予診票から日次単位で入手 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度
④入手に係る妥当性	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定し、適正に新型コロナワクチン接種情報を管理する必要がある。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事務における住民基本情報の利用は、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。 ・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。

委託事項2～5		
委託事項2	予防接種台帳システムの運用及び保守業務	
①委託内容	予防接種台帳システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
	<p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者</p>	
	<p>その妥当性</p> <p>システムの運用・保守作業を実施するために特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。</p>	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (システムの運用保守において、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)</p>	
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		システム基盤(オペレーション業務等)
①委託内容		システム基盤(オペレーション業務等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	予防接種台帳システムが搭載されているシステム基盤のオペレーション業務であり、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本業務委託は、市専用サーバ群の運用管理であり、ファイルの提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		日立・NTTデータ企業連合
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/>
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務

委託事項4		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務に関する事務処理のうち、ワクチン接種記録システム(VRS)への接種情報登録業務
①委託内容		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務に関する事務処理のうち、ワクチン接種記録システム(VRS)への接種情報登録業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関係法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		凸版印刷㈱
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><北九州市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 										
		<p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年										
4) 3年	5) 4年	6) 5年										
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上										
10) 定められていない												
②保管期間	期間											
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されている。 ・予防接種と副反応の因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から、予防接種履歴の長期保存が必要となる。 										
③消去方法		<p><予防接種事務> 予防接種は、ワクチンに応じ接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種履歴確認の問い合わせに対応する必要があることから、予防接種台帳システム上の接種履歴は消去しない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>										

7. 備考

—	
---	--

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民情報(宛名基本)>

整理番号(識別番号)、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、町丁目(現住所市町村コード)、番地、枝、子枝、住所、方書、電話番号、世帯番号、郵便番号、続柄区分、取消、住登外フラグ、外国人フラグ、外国人本名カナ、外国人本名漢字、住民となった日、住民でなくなった日、異動、異動年月日、住民異動、住民異動年月日、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書

<予防接種情報>

事業番号、期・回数区分、予防枝番、年度、事業予定連番、受診日、会場その他、受診種別、登録日、接種医療機関番号、接種医療機関その他、接種区分、Lot番号、接種量、印刷区分、印刷日、ワクチンメーカー名コード、予診理由、備考、登録区

<個人番号情報>

個人番号、個人番号の枝番、口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報)

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><定期予防接種事務> 申請情報・予防接種実施情報は窓口担当部署の職員による受付、事務担当部署職員による郵送受付等、限定した部署で直接入手することとして、目的外の入手を防止している。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・宛名管理システムより情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要があり、必要な情報以外の情報の入手はできない。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、様式を定める。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><定期予防接種事務> ・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・住民基本台帳システムより情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。 ・宛名管理システムにより特定個人情報を入手する際、氏名、性別、生年月日の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号のみではなく、氏名・住所・生年月日等の複数の情報により本人確認を行う。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、入力した原本(申請書類等)とデータファイルの内容について、複数人による確認を行う(ダブルチェック)。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><定期予防接種事務> ・予防接種の予診票は、実施医療機関から医師会、区役所を通じて、感染症医療政策課へ提出される。 ・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により予防接種対象者から委任を受けたことを確認できる者とし、かつ代理人の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・既存の予防接種台帳システムは外部接続できない仕組みとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種の業務担当以外閲覧等の権限を付与していない。</p> <p><宛名システムにおける措置> 宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。</p> <p><事務で使用するその他システムにおける措置> 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<定期予防接種事務> ユーザアカウントに応じてアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><定期予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 対象業務システムを利用する職員を特定し、職員ごとに利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><定期予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更・削除を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><定期予防接種事務></p> <p>ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったID・パスワードは削除している。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託先に対しては、目的外使用の禁止について契約書等に定めている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><定期予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの複製は必要最低限とし、実施を特定の環境のみに制限する。また、職員に対しては、情報セキュリティ研修を行うとともに、目的外のファイル複製を行わないよう指導する。 ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、秘密の保持について教育・訓練を義務付けている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><定期予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<定期予防接種事務> 個人情報及び情報資産の取扱いについて契約書に添付し、かつ契約締結時に業務管理責任者及び作業従事者一覧、誓約書を提出させ確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	所属部署・職種・職位に基づき操作権限を与え、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行う。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	操作ログに操作者・操作業務・操作時間等の取り扱い記録を管理している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が解除されたとき、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは消去を行う。遵守の確認については、毎月業務完了報告書にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 データの授受及び搬送に関する事項 委託を受けた事業者等(指定管理の場合は指定管理者。)におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 従事者に対する監督及び教育に関する事項 契約内容の遵守状況の報告に関する事項 その他データの保護に関し必要な事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<定期予防接種事務> 情報の提供・移転を行った場合は記録を残している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果承認されたものについてのみ、データ移転を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<定期予防接種事務> 本市の機関以外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<定期予防接種事務> 情報を提供・移転する際は、複数人で宛先や内容を十分に確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法として使用しているフラッシュメモリは、データが暗号化されるUSBメモリで、高いセキュリティレベルが保持されているものを採用している。このUSBメモリは登録された端末のみで使用が可能で、使用時はパスワードによる認証が必要となる。また、USBメモリでの情報提供は限られた市の職員が実施し、執務エリア以外への持ち出しを禁止し、情報提供後は速やかに投入した情報をUSBメモリから消去している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、統合宛名システムと中間サーバとの間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種台帳システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><北九州市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	[十分に整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	[十分に整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している</p> <p>3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
	具体的な対策の内容	<p><北九州市における措置></p> <p>・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p>・紙ベースの申請書等については、施錠可能なキャビネット等所定の場所に保管し、不要なものについては、シュレッダーにて裁断及び機密文章の消去専門業者による溶解を行っている。</p> <p>・申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
	具体的な対策の内容	<p><予防接種台帳システムにおける措置></p> <p>①サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。</p> <p>②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>③外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</p> <p>④内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にてサーバで保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	①住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ②住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・紙ベースの申請書等については、施錠可能なキャビネット等所定の場所に保管し、不要なものについては、シュレッダーにて裁断及び機密文章の消去専門業者による溶解を行っている。 ・申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><北九州市における措置></p> <p>・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><予防接種事務> 申請情報・予防接種実施情報は担当部署の職員及び受託業者による受付など限定した部署で直接入手することとして、目的外の入手を防止している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・予防接種台帳システムより情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要があり、必要な情報以外の情報の入手はできない。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないように、様式を定める。 <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。 ・予防接種台帳システムから特定個人情報を入手する際は生年月日から対象情報の抽出を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号のみではなく、氏名・住所・生年月日等の複数の情報により本人確認を行う。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、入力した原本(申請書類等)とデータファイルの内容について、複数人による確認を行う(ダブルチェック)。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p><予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種の業務担当以外閲覧等の権限を付与していない。</p> <p><事務で使用する他のシステムにおける措置> 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><予防接種事務> ユーザアカウントに応じてアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><予防接種事務> ・対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・対象業務システムを利用する職員を特定し、職員ごとに利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><予防接種事務> ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更・削除を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><予防接種事務> ユーザIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったID・パスワードは削除している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託先に対しては、目的外使用の禁止について契約書等に定めている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの複製は必要最低限とし、実施を特定の環境のみに制限する。また、職員に対しては、情報セキュリティ研修を行うとともに、目的外のファイル複製を行わないよう指導する。 ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、秘密の保持について教育・訓練を義務付けている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p><予防接種事務> 個人情報及び情報資産の取扱いについて契約書に添付し、かつ契約締結時に業務管理責任者及び作業従事者一覧、誓約書を提出させ確認している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[<input type="checkbox"/> 制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	所属部署・職種・職位に基づき操作権限を与え、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行う。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	操作ログに操作者・操作業務・操作時間等の取り扱い記録を管理している。
特定個人情報の提供ルール	<p>[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	<p>[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が解除されたとき、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは消去を行う。遵守の確認については、毎月業務完了報告書にて行う。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報は、転出元市区町村への転出者に係る接種情報の提供に限るシステム仕様となっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>
 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。
 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。
 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置>
 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法として使用しているフラッシュメモリは、データが暗号化されるUSBメモリで、高いセキュリティレベルが保持されているものを採用している。このUSBメモリは登録された端末のみで使用が可能で、使用時はパスワードによる認証が必要となる。また、USBメモリでの情報提供は限られた市の職員が実施し、執務エリア以外への持ち出しを禁止し、情報提供後は速やかに投入した情報をUSBメモリから消去している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にてサーバで保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民登録者については、予防接種台帳システムにおける情報の変更に係る異動データを確認し、手動で連携する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ベースの申請書等については、施錠可能なキャビネット等所定の場所に保管し、不要なものについては、シュレッダーにて裁断及び機密文章の消去専門業者による溶解を行っている。 ・申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 外部記録媒体の使用は許可制としている。また、廃棄する際は物理的な破壊等より復元不可能な手段を採用している。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><予防接種事務> 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><予防接種事務> 情報セキュリティ担当課において、情報セキュリティに関する監査を定期的実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><予防接種事務> 初任者及び業務担当者を対象とした研修を年に1回実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づき、意見聴取を実施する。 ・実施に際しては、「北九州市政だより」に概要を掲載し、市ホームページにおいて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年11月15日から令和4年12月14日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年1月6日
②方法	北九州市個人情報保護審査会における審査
③結果	指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月8日	I-1-②事務の内容	<p>【予防接種法に基づく事務】</p> <p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>主な事務は以下のとおり。</p> <p>1 定期予防接種の個別接種を実施</p> <p>2 委託医療機関からの請求に基づく委託料の支払い</p> <p>3 予防接種の正しい知識と予防啓発及び接種勧奨</p> <p>4 予防接種による健康被害が生じた場合の健康被害救済の給付</p> <p>【お知らせ機能における事務】</p> <p>予防接種の勧奨のために、現行の郵送での通知等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>	<p><予防接種法に基づく事務></p> <p>左記に同じ</p> <p>【お知らせ機能における事務】</p> <p>左記に同じ</p> <p><中間サーバ></p> <p>予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	事後	
令和4年2月8日	I-1-③対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和4年2月8日	I-2-システム2	中間サーバ	宛名管理システム	事後	
令和4年2月8日	I-2-システム4	宛名管理システム	中間サーバ	事後	
令和4年2月8日	I-2-システム5	介護保険システム	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月8日	I-4特定個人情報ファイルを取り扱う理由	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	I-5個人情報番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 主務省令第10条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第2の7の項、23の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第2の7の項、23の項	事後	
令和4年2月8日	I-6-②法令上の根拠	(情報提供)番号法第19条第8号、第10号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第二規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第二規則第7条、条例施行規則第3条	(情報提供)番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第二規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第二規則第7条、条例施行規則第3条	事後	
令和4年2月8日	(別添1)	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(1)-2-④全ての記録項目	別添1を参照。	別添2を参照。	事後	
令和4年2月8日	II(1)-3-③~⑤	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(1)-3-⑧使用方法	①対象者の資格(住所、年齢)確認 医療機関からの接種記録について、住民基本台帳システムをもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種台帳システムに医療機関からの情報を登録し、保管・管理を行う。 ③健康被害救済給付認定申請時の資格確認(住基情報及び接種歴)	①対象者の資格(住所、年齢)確認 医療機関からの接種記録について、宛名管理システムをもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種台帳システムに医療機関からの情報を登録し、保管・管理を行う。 ③健康被害救済給付認定申請時の資格確認(住基情報及び接種歴)	事後	
令和4年2月8日	II(1)-3-⑧情報の突合	住民基本台帳情報と接種データを突合させて、対象者の資格を確認すること及び接種記録を保管・管理する。	住民情報と接種データを突合させて、対象者の資格を確認すること及び接種記録を保管・管理する。	事後	
令和4年2月8日	II(1)-3-⑧情報の統合分析	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(1)-4委託の有無	2件	5件	事後	
令和4年2月8日	II(1)-4委託事項1	システム基盤(オペレーション業務等)	予防接種台帳システムの運用及び保守業務	事後	
令和4年2月8日	II(1)-4委託事項2	予防接種台帳システムの運用及び保守業務	システム基盤(オペレーション業務等)	事後	
令和4年2月8日	II(1)-4委託事項3	宛名管理システム運用保守業務	宛名管理システムの運用及び保守業務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月8日	II(1)-4委託事項4	団体内宛名統合システム運用保守業務	団体内宛名統合システムの運用及び保守業務	事後	
令和4年2月8日	II(1)-4委託事項5	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(1)-5-①～⑦	(① 番号法 別表第二 16の2) (② 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(乳児の月齢に応じた適切な予防接種の実施および勧奨等)) (③ 予防接種履歴) (④ 1万人未満) (⑤ 定期予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者) (⑦他市町村へ転出し、他市町村から照会のあった都度)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(1)-6-②～③	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	II(2)ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	(別添2)	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (＜住民記録情報(宛名基本)＞) (＜予防接種情報＞) (＜個人番号情報＞)	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-2-リスク	(リスク:目的外の入手が行われるリスク)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-3-リスク	(リスク1) (リスク2) (特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対する措置)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-4	(リスク:委託先における不正な使用等のリスク)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-5	(リスク:不正な提供・移転が行われるリスク)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-6	(リスク1:目的外の入手が行われるリスク) (リスク2:不正な提供が行われるリスク)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(1)-7	(リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク)	評価種類の変更に伴い項目追記	事後	
令和4年2月8日	III(2)ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	IVその他のリスク対策	(なし)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年2月8日	5開示請求、問合せ	(①請求先) (②請求方法) (③恣れによる特別の手続) (④個人情報ファイル簿への不記載等)	評価種類の変更に伴い追記	事後	
令和4年7月19日	I-1-② ＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年7月19日	I-2-システム5-②	1 ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供	1 ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	
令和4年7月19日	I-基本情報 (別添1)事務の内容		図の修正	事後	
令和4年7月19日	II-(1)-5-③	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	
令和4年7月19日	II-(2)-3-② [その他]	[その他]	[その他] ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-3-③	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者情報は、予防接種台帳システムから、データ入出力機能により手動で入手 ・予防接種の記録については、接種を行った接種会場から予診票から日次単位で入手 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度入手(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者情報は、予防接種台帳システムから、データ入出力機能により手動で入手 ・予防接種の記録については、接種を行った接種会場から予診票から日次単位で入手 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-3-④	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定し、適正に新型コロナワクチン接種情報を管理する必要がある。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定し、適正に新型コロナワクチン接種情報を管理する必要がある。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-3-⑤	<p>予防接種事務における住民基本情報の利用は、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。</p> <p>本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事務における住民基本情報の利用は、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。 ・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-3-⑧	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報をワクチン接種記録システム(VRS)に初期登録、異動情報を随時、追加登録する。 ・接種情報は、接種会場から収集した予診票をもとにワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報をワクチン接種記録システム(VRS)に初期登録、異動情報を随時、追加登録する。 ・接種情報は、接種会場から収集した予診票をもとにワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-3-⑧-情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報と接種情報を接種券番号で突合する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。) 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報と接種情報を接種券番号で突合する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-4-委託事項	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-4-①	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-4-②-その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-4-④	[その他] LGWAN回線を用いた提供	[その他] LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-6-①	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-(2)-(別添2) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(1)-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法として使用しているフラッシュメモリは、データが暗号化されるUSBメモリで、高いセキュリティレベルが保持されているものを採用している。このUSBメモリは登録された端末のみで使用が可能で、使用時はパスワードによる認証が必要となる。また、USBメモリでの情報提供は限られた市の職員が実施し、執務エリア以外への持ち出しを禁止し、情報提供後は速やかに投入した情報をUSBメモリから消去している。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	(追記)	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追記)	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(追記)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追記)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-2-リスク4 リスクに対する措置の内容	(追記)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-4 情報保護管理体制の確認 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>北九州市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>北九州市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-5-リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-5-リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法として使用しているフラッシュメモリは、データが暗号化されるUSBメモリで、高いセキュリティレベルが保持されているものを採用している。このUSBメモリは登録された端末のみで使用が可能で、使用時はパスワードによる認証が必要となる。また、USBメモリでの情報提供は限られた市の職員が実施し、執務エリア以外への持ち出しを禁止し、情報提供後は速やかに投入した情報をUSBメモリから消去している。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑥ 具体的な対策の内容	(追記)	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	
令和4年7月19日	Ⅳ-1-① 具体的なチェック方法 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅳ-1-② 具体的な内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第8条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	
令和4年7月19日	Ⅳ-3 その他のリスク対策 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第8条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第8条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	
令和4年12月23日	I-2-システム5-②	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事後	
令和4年12月23日	I-基本情報(別添1)事務の内容		図の修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	II-(2)-3-② [その他]	[その他] ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	[その他] ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-3-⑤	・予防接種事務における住民基本情報の利用は、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。 ・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・予防接種事務における住民基本情報の利用は、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。 ・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-4-委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-4-①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-4-②-その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-4-④	[その他] LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	[その他] LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	
令和4年12月23日	II-(2)-6-①	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第15条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第15条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク2 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(3情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-2-リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-4 情報保護管理体制の確認 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 北九州市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 北九州市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑥ 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑥ 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I-5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項、23の項(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	番号法第9条第1項 別表第一の10、101の項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項、23の項(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事前	
令和5年2月13日	I-6. 情報ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供)番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	(情報提供)番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、121の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	事前	
令和5年2月13日	I-基本情報 (別添1)事務の内容	(なし)	図の修正 <予防接種事務> 【項目の追加】 ・「口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報)」を取得するために中間サーバー経由で照会(本人による利用希望の意志表示のあるものに限る)	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	[]その他	[<input type="checkbox"/>]その他(口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報))	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(なし)	【項目の追加】 4. 口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報): 予防接種における給付のため、対象者の公金受取口座情報を保有する。 (ただし、本人による利用希望の意志表示のあるものに限る。)	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]行政機関・独立行政法人等	[<input type="checkbox"/>]行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(なし)	【項目の追加】 ④口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報) ・申請の都度、本人による利用希望の意志表示がある場合に随時入手。	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(なし)	【項目の追加】 ④予防接種における給付先の確認 (本人による利用希望の意志表示があるものに限る)	事前	
令和5年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<個人番号情報> 個人番号、個人番号の枝番	<個人番号情報> 個人番号、個人番号の枝番、口座登録・連携ファイル関係情報(公金受取口座情報)	事前	
令和5年2月13日	IV 評価実施手続 2. 国民・住民等から意見の聴取 3. 第三者点検	2-②令和4年9月15日から令和4年10月14日 3-①令和4年11月10日	2-②令和4年10月15日から令和4年11月14日 3-①令和5年1月6日	事前	